

「倉敷市地域防災計画（改正案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市地域防災計画（改正案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 3人 17件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。（類似の意見はまとめています。）

3 今後の予定

倉敷市地域防災計画（改正案）を倉敷市防災会議に上程し、承認を得た後、公表します。

4 参考

意見募集期間 平成31年1月15日（火）～1月31日（木）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 総務局 防災危機管理室

No.	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	河川を横切る道路の洪水対策として道路の左右に防水壁を設置	真備地区の河川を横断する道路について、抜本的な洪水対策を検討してまいります。
2	洪水タイムラインを作成し、真備町の各戸に配布、また津波タイムラインを裏面に記載したものを市内全域に配布してはどうか。	日頃からの備えや災害時にとるべき行動について、市民の皆様にご理解いただくために、効果的な方法を検討してまいります。
3	フォルトツリー解析やFMEAを実施し、災害時危険性の高いことについて対策を考える。	「倉敷市国土強靱化地域計画」において災害のリスクシナリオを想定し、対応策を検討しており、定期的に内容を見直してまいります。
4	新たに設定した緊急避難場所にはゴムボートとライフジャケットを備える。	避難所などに配置する災害備蓄品については、備蓄量や備蓄品の内容について再検討いたします。
5	避難場所用の簡易ベッドを県単位で備蓄	災害備蓄品については、備蓄量や備蓄品の内容について再検討いたします。
6	高梁川と小田川の合流部分の改善について、小田川については今よりよくなると考えるが、高梁川については悪くなるのではないか。堤防を高くする、河川にある畑、竹藪、木を除去し、砂防ダムを設ける等も有効である。	小田川の付け替え事業については、国の計画において、小田川（矢形橋地点）で約5m、高梁川（酒津地点）で約0.4m、洪水時の水位を下げる効果があるとされており、高梁川においても効果があるものと考えます。堤防強化や伐採・浚渫については、確実な実施に向け国・県に引き続き要望してまいります。
7	地域防災計画は行政計画であるため、市民向けの防災ハンドブックを作成し、自	日頃からの備えや災害時にとるべき行動について、市民の皆様にご理解いただくため

	主防災組織や発災時のとるべき行動、避難生活や罹災証明等の手続きまで1冊にまとめてはどうか。	に、防災ハンドブックの作成も含め効果的な方法を検討してまいります。
8	「近隣の安全な場所」と「屋内安全確保」について「最低2階以上」と明記したほうがわかりやすいのではないかと。	想定される被害が地域によって異なるため、「近隣の安全な場所」や「屋内安全確保」についてはハザードマップ等への記載内容も含め、わかりやすい表記に努めてまいります。
9	「災害廃棄物処理計画」の「基いて」を「基づいて」に統一してはどうか。	「基づいて」に統一いたします。
10	平成30年7月豪雨では「災害廃棄物処理計画」に想定している量をはるかに超える災害廃棄物が発生しているため、早急にこの計画を改訂する必要があるのではないかと。	平成30年7月豪雨において大量の災害廃棄物が発生したことをうけ、「災害廃棄物処理計画」を見直す方向で検討いたします。
11	p97の見出し番号が順番になっていない。	順番になるよう番号を修正いたします。
12	指定避難所等への避難が困難な地域等に対して、困難であっても備蓄等のある指定避難所に避難するよう、もっと啓発してよいのではないかと。	まずは、災害の危険性の高いエリアから逃げさせていただき、間に合わない場合には緊急避難場所や身近な安全な場所に避難することなど、啓発に努めてまいります。
13	「倉敷市災害時受援計画」は公表していただけてはすでに策定しているのか。	「倉敷市災害受援計画」については、平成30年3月に策定、公表前に修正作業を行っている段階で7月豪雨が発生したところです。今後、修正作業を完了したうえで早期に公表いたします。
14	「事前復興計画」や「復興事前準備」の内容についても盛り込むべきでないかと。	「倉敷市国土強靱化地域計画」に「事前復興計画」の考え方を取り入れて、迅速な復

		旧復興を基本目標のひとつとし、事前に備えるべき目標を記載しています。
15	倉敷市洪水土砂災害ハザードマップについて、国土交通省中国整備局岡山河川事務所が平成29年4月に作成した浸水想定区域を反映した新たな内容に更新してはどうか。	洪水の浸水想定や、土砂災害警戒区域などの新たな指定も含め、ハザードマップにつきましては、必要に応じて更新し、周知に努めてまいります。
16	倉敷市業務継続計画（風水害対策編）は今後策定する予定があるのか。	現在は「倉敷市業務継続計画（地震・津波対策編）完成版」の早期の公表を目指しているところです。その後（風水害対策編）についても策定を検討します。
17	倉敷市災害タイムラインを地域防災計画に位置付けて、より詳しく「いつ」「誰が」「何をするのか」について想定しなくてよいのか。	災害タイムラインにつきましては、より実践的な内容となるよう、記載内容などについて研究してまいります。

パブリックコメント要約版

1 案件名
「倉敷市地域防災計画(改正案)」のパブリックコメント
2 募集期間
平成31年1月15日(火)～平成31年1月31日(木)
3 趣旨
<p>倉敷市では、災害対策基本法に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産をすべての災害から保護することを目的として、倉敷市防災会議において昭和37年に倉敷市地域防災計画の初版を策定しています。</p> <p>今回、国の防災基本計画の改正(平成30年)等を踏まえ、倉敷市地域防災計画を改正することとし、改正案を作成しましたので、これを公表し、市民の皆さまからのご意見等をお伺いするパブリックコメント(意見募集)を実施します。</p>
4 資料閲覧場所
本庁防災危機管理室、本庁情報公開室、児島・玉島・水島の各支所総務課、真備支所市民課庶務係、庄・茶屋町・船穂の各支所、市ホームページ
5 提出方法
担当課に、直接持参、郵送、FAX、電子メール等で提出ください。 (直接持参の場合は、土・日・祝日を除く 08時30分～17時15分) 件名、氏名、住所(団体の場合は名称及び所在地)及び連絡先を必ず明記してください。
6 問合せ先
本庁防災危機管理室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL 426-3131 FAX 421-2500 Eメール dapvt@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市地域防災計画の改正概要

1 計画改正の考え方

国の防災基本計画の修正等を踏まえ、地域の防災対策を一層推進するため、倉敷市地域防災計画の改正を行うものです。なお、本市にも大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨災害の経験を今後の防災対策に活かすため、災害対策本部要領や事務分掌、受援計画を見直す予定ですが、改正内容については次年度にかけて検討していくこととし、今回の改正については限定的なものとなります。

2 主な改正内容

- (1) 国の防災基本計画修正を踏まえた改正
 - ・ 要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化

- (2) 平成30年7月豪雨災害を踏まえた改正
 - ・ 災害対策本部（地区本部）が被災した場合の代替本部の選定・候補施設
 - ・ 「風水害対策編」に救援物資の受入れ・集積・搬送・配分計画を記載 など

- (3) 国土交通省による危機管理型水位計の設置を踏まえた改正
 - ・ 危機管理型水位計が設置され、危険水位が設定された河川（小田川・末政川・高馬川・真谷川）における避難情報発令基準の追加